

議案第 3 号

美唄市民会館管理条例施行規則の一部改正の件

美唄市民会館管理条例施行規則の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 1 月 26 日提出

美唄市教育委員会

教育長 石塚 信彦

美唄市民会館管理条例施行規則の一部を改正する規則

美唄市民会館管理条例施行規則(平成 18 年教育委員会規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中「条例別表備考第 1 項」を「条例別表備考第 7 項」に改める。

別表第 2 の表を次のように改める。

	主催	割合
1	国、道、市又は教育委員会が行事に使用するとき。	免除
2	市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。	7 割減額

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市民会館管理条例施行規則新旧対照表

新	旧																											
<p>別表第 1(第 4 条関係) 備付物件使用料 (表は省略) 備考 条例別表備考第 7 項の規定により時間延長を認めたとときの備付物件使用料は、延長時間 1 時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき本表使用料の 3 割に相当する額とする(クセノンピンスポットを除く。)。この場合、延長使用料に 10 円未満の端数が生じたときは 10 円未満を切り捨てる。</p> <p>別表第 2(第 5 条関係) 使用料減免基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">主催</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国、道、市又は教育委員会が行事に使用するとき。</td> <td style="text-align: center;">免除</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。</td> <td style="text-align: center;">7 割減額</td> </tr> </tbody> </table>		主催	割合	1	国、道、市又は教育委員会が行事に使用するとき。	免除	2	市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。	7 割減額	<p>別表第 1(第 4 条関係) 備付物件使用料 (表は省略) 備考 条例別表備考第 1 項の規定により時間延長を認めたとときの備付物件使用料は、延長時間 1 時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき本表使用料の 3 割に相当する額とする(クセノンピンスポットを除く。)。この場合、延長使用料に 10 円未満の端数が生じたときは 10 円未満を切り捨てる。</p> <p>別表第 2(第 5 条関係) 使用料減免基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">主催</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国、道、市又は教育委員会が行事に使用するとき。</td> <td style="text-align: center;">免除</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。</td> <td style="text-align: center;">7 割減額</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>学校教育、社会教育団体が使用するとき。</td> <td style="text-align: center;">5 割減額</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>社会福祉団体が使用するとき。</td> <td style="text-align: center;">5 割減額</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他前 3 号又は 4 号に準ずる団体が使用するとき。</td> <td style="text-align: center;">5 割減額</td> </tr> </tbody> </table>		主催	割合	1	国、道、市又は教育委員会が行事に使用するとき。	免除	2	市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。	7 割減額	3	学校教育、社会教育団体が使用するとき。	5 割減額	4	社会福祉団体が使用するとき。	5 割減額	5	その他前 3 号又は 4 号に準ずる団体が使用するとき。	5 割減額
	主催	割合																										
1	国、道、市又は教育委員会が行事に使用するとき。	免除																										
2	市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。	7 割減額																										
	主催	割合																										
1	国、道、市又は教育委員会が行事に使用するとき。	免除																										
2	市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。	7 割減額																										
3	学校教育、社会教育団体が使用するとき。	5 割減額																										
4	社会福祉団体が使用するとき。	5 割減額																										
5	その他前 3 号又は 4 号に準ずる団体が使用するとき。	5 割減額																										

議案第 3 号 参考資料(2)

美唄市民会館管理条例施行規則

(平成 18 年 10 月 10 日教育委員会規則第 16 号)

改正 平成 26 年 2 月 5 日教育委員会規則第 3 号 平成 31 年 3 月 26 日教育委員会規則第 3 号
--年--月--日教育委員会規則第--号

美唄市民会館管理条例施行規則(昭和 44 年規則第 23 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 美唄市民会館管理条例(昭和 44 年条例第 30 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により美唄市民会館(以下「会館」という。)の使用の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる期間内に美唄市民会館使用承認申請書(別記様式第 1 号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

(1) 大ホール及び婚礼のために使用する会議室等は、使用日の 9 月前から 7 日前まで

(2) 会議室等は、使用日の 6 月前から 3 日前まで

2 教育委員会は、会館の使用の承認をするときは、美唄市民会館使用承認書(別記様式第 2 号)を交付する。

(特別施設等の承認申請)

第 3 条 条例第 8 条の規定により特別設備等の搬入の承認を受けようとする者は、美唄市民会館使用承認申請書に美唄市民会館特別設備等承認申請書(別記様式第 3 号)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(備付物件の使用料)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項の規定により規則で定める備付物件の使用料は、別表第 1 のとおりとする。

(減免の基準)

第 5 条 条例第 10 条の規定による使用料の減免は、別表第 2 の基準により行うものとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、美唄市民会館使用料減免申請書(別記様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、使用料の減免を決定したときは、美唄市民会館使用料減免決定通知書(別記様式第5号)を申請者に交付する。

(使用料の還付)

第6条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

(1) 条例第11条第1号及び第2号の規定に該当する場合 全額

(2) 条例第11条第3号に該当する場合は、次の区分による。

ア 大ホール及び婚礼のために使用する会議室等

(ア) 使用日の3月前まで 使用料の全額

(イ) 使用日の1月前まで 使用料の5割

(ウ) 使用日の前日まで 使用料の3割

イ 婚礼使用を除く会議室等

(ア) 使用日の1月前まで 使用料の全額

(イ) 使用日の10日前まで 使用料の5割

(ウ) 使用日の前日まで 使用料の3割

2 前項各号のほか、備付物件使用料及び暖房加算料は、全額還付する。

3 使用料の還付を受けようとする者は、美唄市民会館使用料還付申請書(別記様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(備付物件の配置図及びプログラム等の提出)

第7条 会館を会議及び催物等のために使用しようとする者は、使用日の3日前までに、備付物件の配置図及び員数表並びにプログラム及びスケジュール表等を、教育委員会に提出しなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(使用期間)

第8条 会館の使用期間は、引続き3日をこえることができない。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

(使用者の遵守事項)

第9条 会館の使用承認を受けた者は、その使用について会館職員の指示に従い、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 入場人員は定員をこえないこと。

(2) あらかじめ指定された場所以外では火気を使用しないこと。

(3) 備付物件の取扱い及び入場者の管理を適切に行うこと。

(販売行為等の禁止)

第 10 条 会館内又はその敷地内においてプログラム以外のものを販売し、又は金品の寄附、募集等の行為を行ない、若しくは行なわせてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合はこの限りでない。

(読替規定)

第 11 条 条例第 3 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 2 条見出し中「使用承認」とあるのは「利用許可」と、同条中「使用」とあるのは「利用」と、「承認」とあるのは「許可」と、「美唄市民会館使用承認申請書(別記様式第 1 号)」とあるのは「美唄市民会館利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用日」とあるのは「利用日」と、「美唄市民会館使用承認書(別記様式第 2 号)」とあるのは「美唄市民会館利用許可書(指定管理者が定めるもの)」と、第 3 条(見出しを含む。)中「承認」とあるのは「許可」と、「美唄市民会館使用承認申請書」とあるのは「美唄市民会館利用許可申請書」と、「美唄市民会館特別設備等承認申請書(別記様式第 3 号)」とあるのは「美唄市民会館特別設備等許可申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 4 条見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第 9 条第 2 項の規定により規則で定める備付物件の使用料」とあるのは「備付物件の利用料金」と、第 5 条中「条例第 10 条」とあるのは「条例第 12 条第 5 項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「美唄市民会館使用料減免申請書(別記様式第 4 号)」とあるのは「美唄市民会館利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「美唄市民会館使用料減免決定通知書(別記様式第 5 号)」とあるのは「美唄市民会館利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)」と、第 6 条見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第 11 条ただし書」とあるのは「条例第 12 条第 6 項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用日」とあるのは「利用日」と、「美唄市民会館使用料還付申請書(別記様式第 6 号)を教育委員会」とあるのは「美唄市民会館利用料金還付申請書(指定管理者が定めるもの)を指定管理者」と、第 7

条中「使用」とあるのは「利用」と、「使用日」とあるのは「利用日」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 8 条(見出し含む。)中「使用期間」とあるのは「利用期間」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 9 条見出し中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用承認」とあるのは「利用許可」と、「使用」とあるのは「利用」と、「会館職員」とあるのは「指定管理者」と、第 10 条中「教育委員会の承認」とあるのは「指定管理者の許可」と、別表第 1 中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第 2 中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際既にこの規則による改正前の美唄市民会館管理条例施行規則の規定によりなされた許可は、この規則による改正後の美唄市民会館条例施行規則の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成 26 年 2 月 5 日教育委員会規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に会館の備付物件を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日教育委員会規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後に会館の備付物件を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

附 則(--年--月--日教育委員会規則第--号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

備付物件使用料

(単位 円)

区分	名称	単位	1 区分の使用料	
大ホール照明設備関係	調光基本設備	1 式	3,790	
	ボーダーライト(200w×22 灯×3 色)	1 色 1 列	620	
	アッパーホリゾンライト(500w×12 灯×4 色)	1 色 1 列	620	
	ロアーホリゾンライト(300w×14 灯×4 色)	1 色 1 列	620	
	フットライト(60w×12 灯×3 色)	1 色 1 列	370	
	ストリップライト	1 本	370	
	スポットライ ト	1kw ハロゲン	1 台	370
		G 球 1kw	1 台	250
	スポットライ ト	500w ハロゲン	1 台	250
	フットスポットライト(500w ハロゲン)	1 台	250	
	パーライト	500w ハロゲン	1 台	250
	マシン用ライト(1kw ハロゲン)	1 台	620	
	ソースフォー(575w)	1 台	370	
	クセノンピンスポット	1 台	1 時間当たり 1,380	
	エフェクトマシン	1 組	620	
	芯無マシン	1 台	370	
	種板	1 枚	60	
	先玉	1 台	60	
	ミラーボール	1 台	620	
	星球	1 式	370	
	ストロボマシン	1 台	1,260	
	波マシン(3 台 1 組)	1 式	1,130	
	スモークマシン	1 式	880	
	SB 5 ハイスタンド	1 本	250	
	SB 2 中スタンド	1 本	180	
	SP 2 S 小スタンド	1 本	60	

	ローベース(円型)	1台	40	
	クリーンカラー	1式	3,150	
	電源(1.5kw)	1口	250	
	電源(2kw)	1口	370	
	電源(3kw)	1口	500	
	電源(6kw)	1口	1,260	
	持込器具	1台	250	
大ホール音響設備関係	放送基本設備	1式	3,790	
	カセットプレーヤー	1台	370	
	CDプレーヤー	1台	370	
	MDプレーヤー	1台	370	
	コンデンサーマイク	1本	1,260	
	ダイナミックマイク	1本	370	
	ワイヤレスマイク	1本	1,010	
	ワイヤレスピンマイク	1本	1,260	
	ワイヤレスレシーバー(受信機)	1本	1,010	
	外部入力	1口	230	
	残響付加装置	1台	1,890	
	はね返りスピーカー(モニターSP)	1台	620	
	マイクスタンド	大	1本	120
		小	1本	60
		フレキシブルスタンド	1本	250
		ブレスト	1式	1,260
	アナウンスボックス	1台	250	
大ホール舞台設備関係	金屏風	1双	1,260	
	反響板	1式	2,530	
	山台(30cm×90cm×180cm)	1台	120	
	中割幕	1枚	250	
	大黒幕	1枚	250	
	ホリゾン幕	1枚	370	
	バトン	1本	250	
	司会者台	1台	500	
	指揮台	1台	120	
	指揮者用譜面台	1台	120	
	演台	1台	620	
	グランドピアノ	1台	3,790	
	スクリーン	1台	1,260	
プロジェクター	1台	3,790		
会議室等設備関係	放送基本設備	CTR・CD付(大会議室)	1式	1,510

	スクリーン	大	1 枚	880
		小	1 枚	620
	展示用パネル		1 枚	120
	カセットプレーヤー		1 台	370
	CD プレーヤー		1 台	370
	CD ラジカセ		1 台	620
	ワイヤレスマイク		1 本	1,010
	ワイヤレスレシーバー(受信機)		1 本	1,010
	延長ドラム・コード		1 台	120
	アップライトピアノ		1 台	1,260
	グランドピアノ		1 台	3,790
	ホワイトボード		1 台	250
	シャワー		1 式	780
	プロジェクター		1 式	3,790
	レクチャーアンプ		1 台	1,260
	演台		1 台	370

備考 条例別表備考第 7 項の規定により時間延長を認めたとときの備付物件使用料は、延長時間 1 時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき本表使用料の 3 割に相当する額とする(クセノンピンスポットを除く。)。この場合、延長使用料に 10 円未満の端数が生じたときは 10 円未満を切り捨てる。

別表第 2(第 5 条関係)

使用料減免基準

	主催	割合
1	国、道、市又は教育委員会が行事に使用するとき。	免除
2	市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。	7 割減額

備考

- 1 行事については、会議、研修会、展示会、発表会等であること。
- 2 大ホール使用は 1 行事につき、2 日間までの減免とする。

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

美唄市民会館使用承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 2 条関係)

美唄市民会館使用承認書

[別紙参照]

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

美唄市民会館特別設備等承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 4 号 (第 5 条関係)

美唄市民会館使用料減免申請書

[別紙参照]

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

美唄市民会館使用料減免決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 6 号 (第 6 条関係)

美唄市民会館使用料還付申請書

[別紙参照]